令和5年度第1回上天草市地域公共交通活性化協議会 会議概要

- I. 日時 令和5年5月31日(水) 午後2時00分開始
- Ⅱ. 場所 上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階 会議室
- Ⅲ. 事務局 上天草市企画政策部企画政策課

Ⅳ. 会議次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事
- (1) 議案第1号 上天草市地域公共交通活性化協議会役員の選任について
- (2) 議案第2号 令和4年度決算及び会計監査について
- (3) 議案第3号 令和4年度上天草市地域公共交通網形成計画記載事業の事業評価について
- (4) 議案第4号 令和5年度予算(案) について
- (5) 議案第5号 令和5年度取組(案) について
- 4 その他
- 5 閉会

Ⅴ. 主な内容

議案第1号「上天草市地域公共交通活性化協議会役員の選任について」

上天草市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第7条第2項の規定により、委員の中から役員を選任する必要がある旨を事務局から説明。

■事務局

・自薦・他薦等がないため、事務局より役員案を提示。監事に糀本委員(市区長連合会副会長(姫戸地区))と瀬脇委員(市区長連合会副会長(龍ヶ岳地区))にお願いしたい。

なお、この役員案は前回役員の選任を参考。

・事務局案に対し異議はなく、事務局案のとおり役員を選任。

議案第2号「令和4年度決算及び会計監査について」

上天草市地域公共交通活性化協議会の令和4年度収支決算について、事務局から説明。

■監事

- ・監査の結果、収支決算書は関係帳簿、通帳等と符合し、適正に処理されていること を認め相違ないことを報告する。
- ・委員から疑義はなく、原案どおり承認。

議案第3号「上天草市地域公共交通網形成計画記載事業の事業評価について」

(1) 上天草市地域公共交通網形成計画記載事業の令和4年度事業評価について、事務 局から説明。

■委員

・9 頁の事業実施の適切性の欄に記載のある、対象地区の区長を臨戸訪問して説明とあるが、どこの地区が対象か。

■事務局

- ・説明会等の対象地区は大矢野町登立の一部。令和5年10月に廃線となる登立循環バスの区域、及び、白涛・東満地区を統合して乗合タクシーを導入するため説明会を 実施した。
- ・松島町〜龍ヶ岳町の上島地域の広範囲において乗合タクシーを導入することから、 龍ヶ岳町・姫戸町・松島町今泉において区長説明会を実施。
- ・地区からの要望により、住民の寄合いに出向き、乗合タクシーの説明を行っている ところ。現在8地区において説明会を実施。
- (2) 上天草市地域公共交通網形成計画記載事業 (H30~R4 年度) の事業評価について、 事務局から説明。

■委員

・別紙の方針④に対する令和4年度の実施件数は「2件」と記載があるが、先ほどの令和4年度事業評価の際には「未実施のため評価せず」と説明があった。これは関係性がないものなのか。

■事務局

令和4年度の評価は「地域イベントと利用促進のマッチングに対して、イベントが 少なく実施できなかったため評価していないが、園児向けのバスの乗り方教室は実 施することができたため、実績値にカウントしている。

■委員

・地域の方が買い物にいく際に、自家用車に相乗りする移動手段については、検討していないか。

■事務局

・現時点においては乗合タクシーで対応可能なため、自家用車を利用した移動(自家

用有償旅客運送) の導入予定はない。

■委員

・達成状況の路線バスの年間赤字補てん額について、路線バス利用者をB評価にしているのであれば、コロナ禍や燃料高騰などを考慮しC評価でなくB評価でもよいのでは。あえてC評価なのか。

■事務局

・こちらは実績のみで判断している。

■会長

・コロナなど予期せぬ事象による影響が否めないため、B評価に修正をされたい。

そのほか、委員からの疑義はなく、原案どおり承認。

議案第4号「令和5年度予算(案)について」 議案第5号「令和5年度取組<u>(案)について」</u>

上天草市地域公共交通活性化協議会の令和4年度予算案及び取組内容案について、事務 局から説明。

委員からの異義はなく、原案どおり承認。

その他(会議概要の公表について)

【上天草警察署】自転車ヘルメットの着用について

令和5年4月から道路交通法の改正により自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となり、県警においても周知を実施しているところ。自転車の死亡事故において6割はヘルメットがあれば重症化しなかった可能性がある。周知にご協力いただきたい。

- ・本会議の議事概要の公表に係る可否について提案。
- ・委員からの異議はなく、議事概要を公表する旨承認。

以上